

Q & A

Q 【臨時福祉給付金】 自分に住民税が課税されているかどうか、どうすればわかりますか？

A 南国市では、市民税の課税・非課税が6月中旬に決定されます。課税されている方には、平成27年度市・県民税（住民税）の税額決定通知書が南国市税務課から送付されます。市・県民税が非課税の方で臨時福祉給付金の支給要件に当てはまると思われる方には、8月下旬頃に申請書を郵送します。なお、課税状況について、電話でのお問い合わせにはお答えできません。

Q 基準日の翌日以降に引っ越した場合の給付金の受け取りはどうなりますか？

A 【臨時福祉給付金】
基準日（平成27年1月1日）時点で住民票のある市区町村から支給されます。
【子育て世帯臨時特例給付金】
平成27年6月分の児童手当を受給される市区町村から支給されます。

Q 基準日以降に生まれた場合や亡くなった場合は給付金の対象になりますか？

A 【臨時福祉給付金】
基準日（平成27年1月1日）に生まれた方は対象となりますが、基準日の翌日以降に生まれた方は対象となりません。また、市区町村が支給決定するまでの間に亡くなられた方も対象にはなりません。
【子育て世帯臨時特例給付金】
基準日（平成27年5月31日）に生まれた児童は対象児童となりますが、基準日の翌日以降に生まれた児童は対象児童となりません。また、市区町村が支給決定するまでの間に亡くなられた児童も対象児童にはなりません。

● 問い合わせ先 ●

● 申請方法に関するお問い合わせ
南国市福祉事務所 【臨時福祉給付金】 地域福祉支援係
【子育て世帯臨時特例給付金】 子育て応援係
(☎088-880-6566)

● 制度に関するお問い合わせ
厚生労働省 2つの給付金に関する専用ダイヤル (☎0570-037-192)

※提出先・お問い合わせは福祉事務所子育て応援係(☎880・6566)まで
*公務員の方(出向などを除く)は職場で手続きをしてください。
*所得制限額を超えている方には、一律5千円が支給されます(特例給付)。
*児童手当の現況届
児童手当を受給している方には、6月1日(月)に現況届を郵送しますので、6月30日(火)までに提出してください。提出がない場合、6月以降の手当の支給が遅れますのでご注意ください。
▼3歳未満まで/1万5千円
▼3歳以上/小学校修了前1万円(小学校までの第3子以降は1万5千円)
▼中学生/1万円
養育している方は、申請により児童手当が受けられます。

児童手当の支給と
現況届の提出

消費税率の引き上げによる影響を緩和するための

2つの給付金

今年度は
要件に該当すれば、
どちらも受け取れます。

臨時福祉給付金

- 支給対象者/平成27年度分の住民税が課税されていない方が対象です。
- ※ただし、課税されている方に生活の面倒を見てもらっている方(住民税でどなたかの扶養親族になっている方)や、生活保護の受給者などは除きます。
- 支給額/1人につき6,000円
- 基準日/平成27年1月1日
- 申請先/福祉事務所 地域福祉支援係
- 申請期間/9月1日(火)~平成28年2月1日(月)
- 提出書類/申請書(支給要件を満たすと思われる方には8月下旬頃に郵送します。)
- 住民税が課税されない所得水準の目安
(南国市(生活保護基準の3級地)の場合)

▼給与所得者

区 分 (扶養親族等の数)	非課税限度額 (給与収入ベース)
単 身	93 万円
夫婦(1人)	137.8万円
夫婦子1人(2人)	168.3万円
夫婦子2人(3人)	209.9万円

▼公的年金等受給者

区 分	非課税限度額 (年金収入ベース)
単 身	65歳以上 148 万円 65歳未満 98 万円
夫 婦	65歳以上 192.8万円 65歳未満 147 万円

子育て世帯臨時特例給付金

- 支給対象者/平成27年6月分の児童手当を受給される方が対象です。ただし、特例給付(児童手当の所得制限額以上の方を対象にするもの)を受給される方は、対象となりません。
- ※児童手当の認定請求を失念するなどして、平成27年6月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村の窓口にご相談ください。
- 支給額/対象児童1人につき3,000円
- 基準日/平成27年5月31日
- 申請先/福祉事務所 子育て応援係
- 申請期間/6月1日(月)~11月30日(月)
- 提出書類/申請書(児童手当の現況届に同封して6月1日(月)に郵送します。)
- ※公務員の方は勤務先からの案内をご確認ください。

■児童手当の所得制限限度額の目安

区分 (扶養親族等の数)	限度額目安 (給与収入ベース)
子1人(1人)	875.6万円
夫婦子1人(2人)	917.8万円
夫婦子2人(3人)	960 万円

● 給付金の受取方法 ●

- 申請書に記載した指定口座に入金されます。
- ※金融機関に口座を持っていないなど、振り込みによる支給が困難な場合には別途対応します。

● ご注意ください! ●

- 平成27年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する方については、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の両方を受け取ることができます。その場合、両方の給付金について、それぞれ申請が必要となります。
- 原則として、申請期間外の申請は受け付けられませんのでご注意ください。
- ※一定の住居を持たない方でいずれの市区町村にも住民票がない方については、基準日の翌日以降であっても南国市で住民票の手続きをすれば申請できます。
- ※DV被害者や児童福祉施設などに入所している児童などで、他の市区町村から住民票を移さずに南国市にお住まいの方については、南国市で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。
- 申請期間などは各市区町村により異なります。南国市以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。